

大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について(答申)の概要

本市では、平成18年2月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）」に基づき、持続可能な循環型都市の構築を目指していますが、基本計画の目標達成に向けては、ごみ処理量の約6割を占める「事業系ごみ」の減量が大きな課題となっています。

こうした状況から、本市では、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」に対して、平成18年9月22日に「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を行い、以降、大阪市が行う排出事業者を中心とした事業系ごみ減量施策の今後の方向性について、ご審議いただきました。

今般、平成20年3月21日に同諮問に対する「答申」を受けたところであり、その概要については、次のとおりとなっています。

◆ 大阪市における事業系ごみの課題

【排出事業者にかかる課題】

1 大規模建築物

- ・ 一定の減量効果が得られているが、建物用途や品目別で資源化率に差異が生じており、引き続き、資源化率の向上に向けた取組が必要となっている。

2 中小規模事業所

- ・ ごみの排出実態が十分に把握できていないため、更なる実態把握に努める必要があるほか、ごみ減量を推進する際に想定される課題（「人手」、「スペース」、「経費負担」等）を踏まえながらの検討が必要となっている。
- ・ 大阪市が無料で収集している「10kg未満事業所」について、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、その取り扱いについて検討が必要となっている。

【許可業者が収集するアパート・マンションにかかる課題】

- ・ 許可業者が収集するアパート・マンションの居住者・所有者・管理者に対して、分別排出に関する意識の高揚など、資源化率の向上に向けた取組の検討が課題となっている。

◆ 事業系ごみ減量施策のあり方について(今後の方向性)

【排出事業者に対する減量施策】

1 基本的な方向性

- ・ 事業系ごみ減量施策の検討にあたっては、「排出事業者の処理責任」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提として進めるべきである。
- ・ 大阪市は、排出事業者に対して2R（発生抑制・再使用）の促進にむけた積極的な働きかけや減量指導を行い、排出事業者との連携・協働を基にしたごみ減量へのシステムづくりに向けてコーディネーター役を積極的に果たすべきである。

2 大規模建築物における減量施策

- ・ 大規模建築物については、ごみ減量の取組が進んでいる。しかし、建物用途別や分別している品目別に見ると、資源化率が低くなっている部分があるため、そのリサイクルルートの調査・研究・情報発信に努めるなど、きめ細かな取組が必要である。
- ・ より先進的なごみ減量の取組事例について、積極的な把握に努め、より多くの建築物に反映されるよう普及啓発を行うべきである。
- ・ 現在1年毎に提出を求めている「減量計画書」について、「中長期的な減量計画書」へ見直しを行い、それにより中長期的な視点にたって減量指導を行うことにより減量効果が期待できる。

3 中小規模事業者における減量施策

- ・ 引き続き、ごみの排出実態の把握に努めること。
- ・ 中小規模事業者のごみ減量にあたっては、ごみの分別・保管にかかわる人やごみ排出スペース、経費負担などの課題があるので、それらを踏まえて検討を行う。
- ・ 大阪市内では、会社・事業所が集中している地域や、製造業が多い地域、商店街、住居と事業所が混在している地域などがあるため、そうした地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行う。
- ・ その検討にあたっては、地域の特徴を踏まえてモデル的な地域（エリア）を定め、その効果・課題を検証しつつ進めるべきである。
- ・ 「10kg 未満事業所」の取扱いについては、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、経済的インセンティブの導入について検討を行うべきであるが、具体的な導入方法については、今後も引き続き慎重に検討されるべきである。

4 他都市事例を踏まえた減量施策

- ・ 他都市において、排出事業者にインセンティブを与えることにより減量効果が表れている「事業系ごみの指定袋制度」を視野に入れながらごみ減量施策の検討を進めるべきである。
- ・ 規制的手法として、「焼却工場への資源物の搬入禁止」という施策もあるが、不法投棄防止の観点からも、民間のリサイクルルートの整備状況等を把握した上で、その検討を行うべきである。

【許可業者が収集するアパート・マンションに対する減量施策】

- ・ 大阪市や許可業者による収集という形態に関らず、全ての「市民」に等しく「ごみ減量」、「分別排出の徹底」を求めるべきであり、分別排出の促進に向けた取組を行う必要がある。
- ・ 分別排出の促進に向けて、具体的な数値目標（例えば、大阪市直営の資源化率まで向上）を定めて、居住者・所有者・管理者に対する分別排出指導を徹底させる手法について検討すること。

(参考)用語について

《大規模建築物》

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第9条に基づき、大阪市が減量指導を行う一定規模以上の建築物を示す。 (答申 P3 参照)

《中小規模事業者》

大規模建築物以外の建築物を示し、次項の「10kg 未満事業所」を含む。 (答申 P5 参照)

《10kg 未満事業所》

排出日量が 10kg 未満の排出事業所のごみを、大阪市が無料で収集している場合があり、その事業所を示す。 (答申 P3,4 参照)

《許可業者が収集するアパート・マンション》

市内のアパート・マンションで、その所有者・管理者が「早朝・夜間の収集」や「毎日収集」等を希望される場合に、許可業者が契約のうえ収集しており、そうしたアパート・マンションを示す。 (答申 P4 参照)